

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第132号	
事故等種類	施設損傷（定置網）	
発生日時	平成21年10月18日 21時47分ごろ	
発生場所	長崎県新上五島町有川港北東沖 ^{ひらくしきま} 平串埼 灯台から真方位035° 2,940m付近（概位 北緯33° 00.70′ 東経129° 07.97′）	
事故等調査の経過	平成21年10月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	警備艇 かみごとう、21トン	
船舶番号、船舶所有者等	141065、内閣府（船舶所有者）、長崎県新上五島警察署（運航者）	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 左舷推進器翼2枚及び右舷舵柱が曲損、ブラケットの推進器側保護 垂鉛が脱落 定置網 固定用ワイヤロープ1本切断	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、警察署員5人を乗せて、船首約0.56m、船尾約0.75mの喫水で、有川港北東沖を、針路約048°、速力約29ノットで航行中、平成21年10月18日21時47分ごろ、新上五島町野首埼沖に設置された定置網に進入した。 本船は、推進器に絡んだ定置網の固定用ワイヤロープを除去し、自力で有川港に帰港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1 海象：潮汐 下げ潮初期	
その他の事項	有川港付近には、北東側の野首埼から北方約1,200m沖まで、及び北側の継子瀬 ^{ままこせ} から北東方約800m沖まで、それぞれ定置網が設置されていた。 各定置網設置場所の先端には、標識灯が設置されていた。 船長は、事故発生場所の約2,000m手前で、船首方向に標識灯の灯火を視認したとき、同灯火は、野首埼沖に設置された定置網の標識灯であったが、継子瀬沖に設置された定置網のものと誤認した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、有川港北東沖を航行中、船長が、船首方向に野首埼沖に設置された定置網の標識灯の灯火を視認したとき、レーダーやGPSプロッターによる船位の確認を適切に行わなかったため、視認した灯火を継子瀬沖に設置された定置網のものと誤認し、同灯火の南方を通る針路としたことから、野首埼沖に設置された定置網に向かって航行したもの

	と考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、有川港北東沖を航行中、船位の確認を適切に行わなかったため、船首方向に視認した標識灯を見誤り、同灯火の南方を通る針路とし、定置網に向かって航行して同定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。
備考	船長は、本事故後、安全運航のため、運転技術の向上に努めるとともに、安全な速力での運航、各乗組員の役割分担の徹底、乗組員間相互の情報伝達の徹底及び航海計器類・装備資材の有効活用に努めることとした。